

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外)のご案内



新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。(収入等の要件により対象とならない場合があります。)

対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日(18歳の年度末)までの間にある児童(一定の障がいがある児童は20歳まで延長される場合があります。)を監護しており、以下の要件のいずれかに該当する方。(対象児童について、ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く。)

①児童手当受給者又は特別児童扶養手当受給者(令和3年4月分)に該当し、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方(申請不要)

※①に該当の方は、申請は不要です。随時案内通知を発送します。

児童手当又は特別児童扶養手当を受給している口座に、7月30日(金)頃振り込みます。

②対象児童(平成15年4月2日(障がい児の場合平成13年4月2日)から令和4年2月28日生まれ)を養育者であり、次のいずれかに該当する方(申請必要)

○令和3年度住民税(均等割)が非課税の方

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税(均等割)が非課税であるものと同様であると認められる方

※この対象児童のほかに中学生以下のお子さんを養育し、児童手当又は特別児童手当を受給している場合、申請は不要です。該当者には、随時通知を発送します。

②に該当する方の申請方法

申請書に必要事項記入のうえ、申請書類を添付して子育て支援課まで提出してください。申請書は、潮来市ホームページ又は子育て支援課に備えてあります。

※扶養義務者の有無や事業収入等により、必要となる書類が異なりますので、詳細はお問合せください。

(令和2年中の収入・所得を未申告の方は申告が必要になります。)

申請受付期間(窓口)

7月26日(月)～令和4年2月28日(月)午前9時～午後5時(土日・祝祭日、年末年始を除く)

○郵送申請は、令和4年2月28日(月)まで(当日消印有効)

※窓口が混雑し、お待ちいただく場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。

支給額

児童1人当たり一律5万円(1回限り)

申請書類

○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書

○申請・請求者の本人確認書類の写し

○申請・請求者の世帯の状況、児童との関係性を確認できる書類の写し
(戸籍謄本・住民票等)

○受取口座を確認できる書類の写し

○簡易な収入見込額の申立書

【お問合せ】子育て支援課 子育て支援グループ ☎63-1111 内線386・388